

## 溶融亜鉛めっき鋼板事件

### 【事件の概要】

裁判所が、審決の引用発明の認定の誤り及び相違点の看過を認めて、審決を取り消した事案。

### 【事件の表示、出典】

知財高裁HP（平成23年（行ケ）第10100号）

### 【参照条文】

特許法29条2項

### 【キーワード】

相違点、数値範囲

### 1. 事実関係

原告は、「高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板およびその製造方法」と題する特許出願（特願2004-285797）の出願人であるが、拒絶査定を受け、それに対して拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」と審決したため、その取り消しを求めたものである。

### 2. 争点

#### (1) 引用発明の認定の誤り

引用文献に開示される複数の鋼のうち、別個の鋼における元素の含有量を適宜選択して、その最大含有量と最小含有量の範囲の元素を含有する鋼も、同様の作用効果を有するものとして開示がされていると認定することが許されるか。

#### (2) 相違点の看過

引用発明における含有量の数値範囲の一部が、本願発明における含有量の数値範囲と重複しない場合には、相違点といえるか。

### 3. 裁判所の判断

#### (1) について

合金においては、それぞれの合金ごとに、その組成成分の一つでも含有量等が異なれば、全体の特性が異なることが通常であって、所定の含有量を有する合金元素の組合せの全体が一体のものとして技術的に評価されると解すべきである。したがって、引用例に、複数の鋼（鋼1ないし鋼5）が実施例として示されている場合に、それぞれの成分ごとに、複数の鋼のうち、別個の鋼における元素の含有量を適宜選択して、その最大含有量と最小含有量の範囲の元素を含有する鋼も、同様の作用効果を有する

ものとして開示がされているかのような前提に立って、引用発明の内容を認定した審決の手法は、技術的観点に照らして適切とはいえない。

(2)について

本願発明と引用発明とは、組成成分の含有量（含有する質量割合）の組合せが、鋼の特性に影響を与える重要な構成であることに鑑みると、組成成分の含有量に異なる部分があることを考慮することなく、一部が重複していることのみを理由として、相違点の認定から除外することは許されないというべきである。

4. 検討

知財高裁の判断は、この技術分野では組成成分の一部の含有量が異なるだけでその性質が大きく異なり得ることを、考慮したものと思われる。

(弁護士 金本 恵子)